



静岡県カスタマーハラスメント防止啓発ロゴマーク使用ガイドライン

2025.12



■ロゴマークに込めた思い

- 中央のキャラクターは、商品やサービスを提供する「就業者」と、その提供を受ける「顧客等」を表しています。
- 就業者は、商品やサービスを提供する立場としてのプロフェッショナルな姿勢と、丁寧な顧客対応を象徴する蝶ネクタイを着用しています。
- 両者が笑顔で寄り添い、向き合う姿は、対等な立場で互いに敬意を持って関わる「GOODコミュニケーション」をイメージしています。
- 静岡県は、このロゴマークを通じて、「GOODコミュニケーション」が「カスハラゼロの静岡県」を実現する重要な鍵であることを広く発信していきます。

基本ロゴマーク

[カラー表現] 白地または淡色地の場合



[モノクロ表現] 白地または淡色地の場合



[モノクロ表現] 黒地または濃色地の場合



[D I C] 100
[C M Y K] C76% M13% Y10% K0%
[R G B] R0% G164% B211%
[HTML] #00a4d3

[D I C] 76
[C M Y K] C0% M76% Y32% K0%
[R G B] R234% G94% B121%
[HTML] #ea5e79

ロゴマークの使用について

本ロゴマークは、下記事項を遵守していただければ、どなたでも自由にご使用いただけます。

本ロゴマークを使用したポスター、チラシ、ウェブサイト、動画等の広報物を作成した場合は、静岡県産業人材課へ情報提供をいただければ幸いです。

本県における今後の普及啓発の参考とさせていただきます。

注意事項

- 静岡県の信用又は品位を害さないこと
- 政治活動、宗教活動、思想宣伝、寄付・募金活動など、特定の立場や主張と結びつける使用をしないこと
- カスハラ防止に対する機運の醸成や県民の正しい理解を妨げるおそれがある使用をしないこと
- 暴力、差別、誹謗中傷など、社会的に不適切な内容と関連づける使用をしないこと
- 商品・サービスの販売促進など、営利目的を主とする使用をしないこと
- 特定の個人・団体の宣伝、イメージ向上を目的とする使用をしないこと
- 県が取組を認証・保証していると受け取られるような表示に使用しないこと
- 法令または公序良俗に反すると考えられる使用をしないこと
- その他、県が適切でないと判断するおそれがある使用をしないこと

お問合せ先



静岡県 経済産業部 就業支援局 産業人材課

TEL:054-221-2817 MAIL:sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号